労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年４月２日

北海道運輸局長　井上　健二

１．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「267,950円」を「278,800円」に、「251,500円」を「262,350円」に、「209,400円」を「220,250円」に、「200,200円」を「211,050円」に改める。

２．北海道海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,800円」を「272,300円」に、「202,950円」を「211,450円」に改める。

３．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「216,500円」を「226,500円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年５月２日から効力を生ずる。

東北運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年４月２日

東北運輸局長　吉田　昭二

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「268,650円」を「278,750円」に、「252,200円」を「262,300円」に、「209,550円」を「219,650円」に、「200,400円」を「210,500円」に改める。

２．東北海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,300円」を「272,100円」に、「201,400円」を「209,900円」に改める。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「219,700円」を「229,500円」に改める。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「218,200円」を「227,700円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年５月２日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年４月２日

関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	住信ＳＢＩネット銀行株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木三丁目２番１号
登録番号	関東（ク）第37号
営業廃止年月日	令和８年２月26日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年４月２日

関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	住信ＳＢＩネット銀行株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木三丁目２番１号
登録番号	関東（包）第114号
営業廃止年月日	令和８年２月26日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告